

議員提出第41号議案

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の件

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和4年12月5日提出

提出者 神戸市会議員

安達和彦	守屋隆司	坊やすなが
村野誠一	坊池正	平井真千子
山口由美	河南ただかず	しらくに高太郎
山下てんせい	五島大亮	植中雅子
岡田ゆうじ	吉田健吾	上畠寛弘
平野達司	岡村正之	大野陽平
吉田謙治	大澤和士	北川道夫
壬生潤	藤本浩二	沖久正留
菅野吉記	軒原順子	堂下豊史
高瀬勝也	徳山敏子	門田まゆみ
池田りんたろう	よこはた和幸	伊藤めぐみ
たなびき剛	やのこうじ	かじ幸夫
川内清尚		

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 6 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第 2 条に規定する議員報酬の額（基準日以前 6 箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月 1 日を基準日として支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月 1 日を基準日として支給する場合においては <u>100 分の 222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第 6 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第 2 条に規定する議員報酬の額（基準日以前 6 箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月 1 日を基準日として支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月 1 日を基準日として支給する場合においては <u>100 分の 212.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

第 2 条 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 2 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 2 条による改

正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の217.5</u>、12月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは、異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

理 由

本市市会議員の期末手当の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。